

【 検 査 】

850 ヒトメタニューモウイルス抗原定性の算定について

《令和8年8月31日》

○ 取扱い

6歳未満の患者であって傷病名に肺炎の疑いがない場合におけるD012「25」ヒトメタニューモウイルス抗原定性の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

ヒトメタニューモウイルスは、呼吸器疾患の原因となるウイルスの1つで、当該ウイルスに感染した乳幼児は重症化する可能性がある。

一方で、ヒトメタニューモウイルス抗原定性については、厚生労働省通知※において「6歳未満の患者であって、画像診断又は胸部聴診所見により肺炎が強く疑われる患者を対象として測定した場合に算定する。」旨示されている。

以上のことから、6歳未満の患者であって傷病名に肺炎の疑いがない場合における当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について